平成２６年（フ）第１５２６号
福岡県大野城市川久保２丁目17番17―101号
シティライフ大野城Ⅱ
債務者　秦　　恭信
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５２７号
福岡県大野城市川久保２丁目17番17―101号
シティライフ大野城Ⅱ
債務者　秦　智恵美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４０号
福岡市東区和白１丁目14番41―201号
債務者　粂橋　省悟（旧姓柄本）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４４号
福岡県春日市上白水９丁目58番地
債務者　川端留都子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５５１号
福岡市博多区築港本町５番29―1307号
債務者　高橋かお里
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５６６号
福岡市中央区薬院３丁目３番26―404号
債務者　末金　史子（旧姓陣副）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５７２号
福岡市南区平和２丁目８番27―307号
債務者　小野田　卓
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５７４号
福岡県春日市桜ヶ丘１丁目96番地　ラフォールＴＡＭＡ101号
債務者　犬束　利砂（旧姓本吉）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５７５号
福岡市東区松島３丁目５番13号
債務者　山裾　保之
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５７７号
福岡県宗像市河東1075番地
債務者　川向勘十郎
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９３号
福岡市南区長丘１丁目９番１号
債務者　杉本　貴子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９９号
福岡県春日市弥生１丁目６番地　弥生館101号
債務者　大石　真吾
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６２４号
福岡市中央区清川２丁目11番３―207号
債務者　武内　綾乃
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３６号
福岡市中央区平尾２丁目19番32号
債務者　森友　政一
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６４４号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼３丁目12番５号
債務者　大谷　昂輝
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４２号
仙台市若林区弓ノ町62番地の１　セザール弓ノ町303
債務者　下川　俊浩
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５９７号
仙台市太白区長町２丁目12番40号　高染Ｘ館葵、従前の住所仙台市太白区長町５丁目２番25号　ベラカーサ11
債務者　植村孝三郎
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係